

証券コード：8248  
平成28年9月5日

株 主 各 位

京都市南区西九条院町26番地  
**株式会社ニッセンホールディングス**  
代表取締役社長 市 場 信 行

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年9月26日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださるか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evot.jp/>）より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

※電磁的方法（インターネット等）による議決権行使につきましては、後記28頁から29頁までの【議決権の行使等についてのご案内】をご確認ください。

敬具

記

1. 日 時 平成28年9月27日（火曜日）午前9時30分  
開始時間が定時株主総会と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。
2. 場 所 京都市南区東九条西山王町31 アバンティ9階  
響都ホール 校友会館  
会場が前回の定時株主総会と異なりますので、末尾の<株主総会会場のご案内図>をご参照くださいますようお願い申し上げます。

### 3. 株主総会の目的事項

#### 決議事項

議案 当社と株式会社セブン&アイ・ネットメディアとの株式交換契約承認の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人によるご出席の場合、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主様に限ることとさせていただきます。その場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、本株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- 
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ・株主総会参考書類のうち、「株式会社セブン&アイ・ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類の内容（監査報告及び会計監査報告の内容を含む。）並びに事業報告の内容（監査報告の内容を含む。）」、「株式会社セブン&アイ・ネットメディアの最終事業年度に係る計算書類等の内容」は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.nissen.info/ir/governance.htm>）に掲載しておりますので、株主総会参考書類には記載しておりません。
  - ・株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社のウェブサイト（<http://www.nissen.info/ir/governance.htm>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案 当社と株式会社セブン&アイ・ネットメディアとの株式交換契約承認の件

当社は、平成28年8月2日開催の取締役会において、株式会社セブン&アイ・ホールディングス（以下「セブン&アイ・ホールディングス」といいます。）の完全子会社である株式会社セブン&アイ・ネットメディア（以下「セブン&アイ・ネットメディア」といいます。）を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、平成28年8月2日、セブン&アイ・ネットメディアと当社との間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約の承認をお願いいたしたく存じます。

本株式交換は、いわゆる「三角株式交換」の方法によるものとし、当社の株主の皆様には、本株式交換の対価として、セブン&アイ・ネットメディアの株式ではなく、セブン&アイ・ネットメディアの完全親会社であるセブン&アイ・ホールディングスの普通株式を割り当てることといたします。

本議案をご承認いただきますと、本株式交換の効力発生日である平成28年11月1日（予定）をもって、セブン&アイ・ネットメディアは当社の完全親会社となり、当社はセブン&アイ・ネットメディアの完全子会社となる予定です。また、本株式交換の効力発生日（平成28年11月1日予定）に先立ち、当社の普通株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部において、平成28年10月27日付で上場廃止（最終売買日は平成28年10月26日）となる予定です。

### 1. 本株式交換を行う理由

セブン&アイグループは、6万店以上の国内外店舗ネットワークと、コンビニエンスストア、総合スーパー、百貨店、食品スーパー、フードサービス、金融サービス、IT/サービスなど、あらゆるお客様のニーズに応える多様な事業を擁し、顧客サービスの向上、店舗網の拡充、商品開発力・調達力、ブランド力の強化等に日々積極的に取り組んでおります。セブン&アイ・ネットメディアは、セブン&アイグループのIT/サービス事業分野を担う中間持株会社として、平成20年7月にセブン&アイ・ホールディングスの完全子会社として設立され、それ以来、機動的な事業再編や組織再編等を通じて、当該事業分野の事業機会創出に取り組んでまいりました。

一方、当社グループは、昭和45年の設立以来、お客様に喜んでいただける商品やサービス

を、カタログやインターネット等を通じて、ダイレクトにお届けすることを事業の根幹として活動を行っております。また、平成24年3月にはシャディ株式会社を完全子会社化することにより、ギフト専業者として全国約3,000店舗のネットワークを持つ同社及びその子会社をグループに迎え入れ、全国店舗ネットワーク、今後大きな市場となるシニア顧客、コスト競争力のあるギフト・生活関連商品などを新たに経営資源に加え、将来的に大きく飛躍できる企業グループを目指し鋭意取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、当社グループの通販事業においては、インターネットや携帯電話、最近ではスマートフォンの急速な普及により、マーケット規模は成長する一方で、業種、業態の垣根を越えた競争が激化しております。通販への顧客のニーズは本や衣料から食品や高額商品まで多種多様に広がっており、また顧客もヤング層からシニア層まで多くの方が通販を活用するようになる中、一層の商品品質やサービスの強化が求められています。また当社グループのギフト事業においては、冠婚葬祭における返礼ギフトマーケットが成熟する中で、商品やサービス面での量と質を向上させ、顧客に魅力のある提案力とコスト競争力を強化する必要に迫られています。

こうした経営環境の下、セブン&アイグループと当社グループは、両社グループが同一グループとなり、強固な資本関係のもとで協力することが、双方の経営資源のより円滑な相互活用、各々の自力成長を超えたレベルでの企業価値の創造・拡大、セブン&アイグループ全体としてのオムニチャネル戦略の推進に資するとの判断に至ったことから、平成25年12月2日付で資本業務提携契約を締結し、当社普通株式に対する公開買付け及び第三者割当ての方法による当社が発行する普通株式の引受けを通じて、セブン&アイ・ネットメディアが当社の議決権323,870個（平成28年6月20日現在の総株主の議決権の数638,282個に占める割合（以下「議決権保有割合」といいます。）にして50.74%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、議決権保有割合の掲載において同じです。））を保有するに至っております。

その後、当社は、セブン&アイグループとの資本業務提携により、新たな企業価値を創造し、また、セブン&アイグループ全体としてのオムニチャネル戦略を推進することにより、競合他社と差別化された商品・サービス提供を実現することを目指し、他方で、平成26年12月に経営体制を刷新し、不採算部門（大型家具事業）からの撤退、早期退職の募集等、一連の構造改革を実施し、中長期課題であるMD（マーチャンダイジング）改革、売り場改革、調達改革を推進し、自主・自立再建に取り組んでまいりました。また、セブン&アイグループとしても、資本業務提携契約で定めた内容に沿って、当社へ取締役3名、業務スタッフ7名を派遣し、業務面でも、イトーヨーカドー店舗へのスマイルランドの出店、セブン-イレブン各店舗での留置きサービス、オムニ7における当社グループのコールセンターの活用を行

う等、当社の上場会社としての独立性を尊重しつつ、その親会社として、資本業務提携契約に従い一定の関与をしております。しかしながら、主力である株式会社ニッセン（以下「ニッセン」といいます。）において、SPA（製造小売）企業やネット通販事業者を含む競合の増加に伴う競争の激化、人件費等のコストの増加、為替の影響その他の理由によりカタログ通販事業の収益悪化が進展したため、当社の業績の改善には至らず、平成27年12月期連結会計年度において、営業損失8,159百万円、当期純損失13,324百万円の大規模赤字を計上したことに加え、平成28年12月期連結会計年度においても、営業損失10,250百万円、親会社株主に帰属する当期純損失10,550百万円の赤字を見込んでおります。その結果、平成28年12月期第2四半期の連結財政状態において、当社グループの純資産の額は69百万円となり、何らかの対応を実施しない場合、平成28年12月期連結会計年度末において、債務超過となる見込みであるほか、平成28年8月上旬には、当社の資金繰りに重大なリスクが生じる現実的な可能性も生じておりました。

このような状況の下、当社グループの営業収支の早期黒字化の見通しが現状では不透明なうえ、事業継続には今後も資金の追加調達が必要な状態にあり、本格的な経営再建・再生にはまだ時間がかかることから、本年6月初めに、当社からセブン&アイ・ホールディングスに対して、今後の財務面における債務超過リスク、銀行や取引先からの与信低下、資金繰りリスク等に対して単独での対処は実質的に困難な状況にあるため、セブン&アイ・ネットメディアの完全子会社となることを前提に、セブン&アイグループによる財務・事業の両面での経営支援をお願いしたいとの申出を行い、それ以来両社グループにて協議を重ねてまいりました。

セブン&アイグループとしましては、独立した上場企業である当社に対する一株主であるという立場を貫く選択肢も検討しましたが、当社における事業が継続しない場合、セブン&アイグループに生じる悪影響は、セブン&アイ・ネットメディアが保有する当社の株式価値の毀損等の直接的な損害に留まらず、株主の皆様を始めとするセブン&アイグループの各ステークホルダーからの信用失墜等、間接的ではあるものの、セブン&アイグループ全体の企業活動に対する障害及び損害にまで及ぶリスクもあると考えております。

その結果、当社からの申出の趣旨に沿い、当社を完全子会社化することにより、セブン&アイグループ全体での経営効率化を行い、抜本的な事業構造改革を迅速に断行することが可能になり、当社グループの再建・再生を実行できると考え、当社をセブン&アイグループの完全子会社とし、当社グループの再建・再生を図ることが、今後当社に発生する赤字を可能な限り縮小するとともに、双方の企業価値向上に資する最善の策であるとの結論に至りました。

今後は、ニッセンのアパレル通販事業における競争優位な事業領域（特殊サイズセグメント等）への経営資源の重点シフト、グループ企業間のクロスセルやプロモーションによる相互送客の推進、及びグループのスケールメリットを活かした商品調達・商品開発等によるグループシナジー効果を追求した効率的経営によって、通販事業のビジネスモデルを進化させ、また、ニッセンの持つ3千万人規模の顧客基盤、アパレルSPA（製造小売）のモノづくり機能、通販ビジネスのインフラを始めとした経営資源・リソースを、オムニチャネル戦略等のセブン&アイグループの戦略の中で活用し、これまでの提携関係を越えた事業展開で、グループとしての企業価値向上に取り組むことにより、本株式交換に伴ってセブン&アイ・ホールディングスの株式を取得することになる当社の株主の皆様を含め、セブン&アイ・ホールディングスの株主の皆様のご期待に応えていきたいと考えております。

## 2. 本株式交換契約の概要

当社がセブン&アイ・ネットメディアとの間で締結した平成28年8月2日付の本株式交換契約の内容は、次のとおりです。

### 株式交換契約書（写）

株式会社セブン&アイ・ネットメディア(住所：東京都千代田区二番町4番地5。以下「甲」という。)及び株式会社ニッセンホールディングス(住所：京都市南区西九条院町26番地。以下「乙」という。)は、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。なお、甲は、株式会社セブン&アイ・ホールディングス(住所：東京都千代田区二番町8番地8。以下「丙」という。)の完全子会社である。

#### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行う。

#### 第2条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式(甲が保有する乙の株式を除く。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における乙の株主(甲を除く。以下同じ。)に対し、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の1株につき丙の普通株式0.015株の割合をもって、甲が保有する丙の普通株式を割当交付する。
2. 前項の規定にかかわらず、本株式交換に際して乙の各株主に対し交付する丙の普通株

式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、当該乙の各株主に対し、当該端数に相当する丙の普通株式の交付に代えて、丙の普通株式1株当たりの時価に当該端数を乗じて得た額に相当する金銭(1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。)を交付するものとする。本項において、「丙の普通株式1株当たりの時価」とは、株式会社東京証券取引所における効力発生日(第4条において定義する。以下同じ。)の前取引日における丙の普通株式の普通取引の終値(当該前取引日においてかかる終値が存在しない場合には、かかる終値が存在する直近の取引日(効力発生日前のものに限る。)の終値)をいう。

### 第3条 (乙の自己株式の取扱い)

乙は、本契約につき第5条第1項に定める甲の全株主の書面による同意が得られ、且つ、第5条第2項に定める乙の臨時株主総会の決議が得られた場合には、効力発生日の前日までに行われる取締役会の決議により、基準時の直前の時点までに乙が保有することとなる自己株式(本株式交換に際して行使される会社法第785条に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含む。)の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する。

### 第4条 (効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成28年11月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第5条 (株主総会)

1. 甲は、会社法第319条第1項に基づき、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する提案を行い、同提案につき平成28年9月30日までに甲の全株主の書面による同意を求めるものとする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。
2. 乙は、平成28年9月27日に開催予定の臨時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する承認を求めるものとする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

## 第6条 (会社財産の管理等)

1. 甲及び乙は、本契約締結以降効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。
2. 甲は、効力発生日の前日までに、第2条第1項に基づき本株式交換に際して乙の株主に割当交付すべき丙の普通株式の総数に足る丙の普通株式を取得する。

## 第7条 (本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙又は丙の財産状態若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

## 第8条 (本契約の効力)

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 第5条第1項に定める本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する甲の全株主の書面による同意が得られなかった場合
- (2) 第5条第2項に定める乙の臨時株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する承認が得られなかった場合
- (3) 本株式交換に関し法令(外国の法令を含む。)に基づき、効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、関係官庁等に対する届出手続が完了しなかった場合
- (4) 前条に基づき本契約が解除された場合

## 第9条 (準拠法)

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。



## 第10条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年8月2日

- 甲 東京都千代田区二番町4番地5  
株式会社セブン&アイ・ネットメディア  
代表取締役社長 田 口 広 人 ㊞
- 乙 京都市南区西九条院町26番地  
株式会社ニッセンホールディングス  
代表取締役社長 市 場 信 行 ㊞

### 3. 交換対価の相当性に関する事項

#### (1) 交換対価の総数又は総額の相当性に関する事項

##### ① 本株式交換に係る割当ての内容

	セブン&アイ・ホールディングス (株式交換完全親会社であるセブン& アイ・ネットメディアの完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.015
本株式交換により交付する株式数	セブン&アイ・ホールディングスの普通株式： 472,254株 (予定)	

#### (注1) 株式の割当比率

当社の普通株式1株に対して、セブン&アイ・ホールディングスの普通株式0.015株を割当交付します。ただし、セブン&アイ・ネットメディアが保有する当社の普通株式32,387,013株(平成28年8月2日現在)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

#### (注2) 本株式交換により交付するセブン&アイ・ホールディングスの株式数

セブン&アイ・ネットメディアは、本株式交換に際して、本株式交換によりセブン&アイ・ネットメディアが当社の発行済株式(ただし、セブン&アイ・ネットメディアが保有する当社の株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における当社の株主の皆様(ただし、セブン&アイ・ネットメディアを除きま

す。)に対し、その保有する当社の普通株式に代えて、上記表の割当比率に基づいて算出した数のセブン&アイ・ホールディングスの普通株式を割当交付いたします。

なお、当社は本株式交換の効力発生日の前日までに行う取締役会の決議により、当社が保有する自己株式2,798,817株及び基準時の直前時まで当社が保有することとなる全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含みます。）を、基準時の直前時をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付するセブン&アイ・ホールディングスの普通株式数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により今後変更される可能性があります。

(注3) 本株式交換の対価となる株式の発行会社の概要

下記4「交換対価について参考となるべき事項」をご参照下さい。

(注4) 本株式交換の対価の換価の方法に関する事項

(1) 対価を取引する市場	東京証券取引所市場第一部
(2) 取引の媒介を行う者	セブン&アイ・ホールディングスの普通株式は、一般の証券会社を通じてお取引いただけます。
(3) 対価の譲渡その他の処分に制限がある場合には当該制限の内容	該当事項はありません。
(4) 対価がその権利の移転又は行使に第三者の許可等を要するものであるときは当該許可等を行う者の氏名又は名称及び住所その他当該許可等を得るための手続に関する事項	該当事項はありません。
(5) 対価に市場価格があるときはその価格に関する事項	本株式交換の公表日（平成28年8月2日）の前取引日の東京証券取引所市場第一部におけるセブン&アイ・ホールディングスの普通株式の終値は、4,287円であります。 なお、東京証券取引所市場第一部におけるセブン&アイ・ホールディングスの普通株式の最新の市場価格等については、日本取引所グループのウェブサイト（ <a href="http://www.jpx.co.jp/">http://www.jpx.co.jp/</a> ）等にてご覧いただけます。
(6) 対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これらに相当する手続により払戻しができるものであるときはその方法に関する事項	該当事項はありません。

#### (注5) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、セブン&アイ・ホールディングスの単元未満株式（100株未満の株式）を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。特に、保有されている当社の株式が6,667株未満である当社の株主の皆様は、セブン&アイ・ホールディングスの単元未満株式のみを保有することとなる見込みであり、取引所市場においては売却することはできません。セブン&アイ・ホールディングスの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、セブン&アイ・ホールディングスの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

##### ① 単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、セブン&アイ・ホールディングスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、セブン&アイ・ホールディングスに対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することができる制度です。

##### ② 単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及びセブン&アイ・ホールディングスの定款の規定に基づきセブン&アイ・ホールディングスの単元未満株式を保有する株主の皆様が、セブン&アイ・ホールディングスに対してその保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数の普通株式を売り渡すことを請求し、これを買い増すことができる制度です。

#### (注6) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、セブン&アイ・ホールディングスの普通株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、当該端数に相当するセブン&アイ・ホールディングスの普通株式の交付に代えて、セブン&アイ・ホールディングスの普通株式1株当たりの時価に当該端数を乗じて得た額に相当する金銭（1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。）を交付します。なお、「セブン&アイ・ホールディングスの普通株式1株当たりの時価」とは、東京証券取引所における本株式交換の効力発生日の前取引日におけるセブン&アイ・ホールディングスの普通株式の普通取引の終値（当該前取引日においてかかる終値が存在しない場合には、かかる終値が存在する直近の取引日（本株式交換の効力発生日前のものに限ります。）の終値。以下同じ。）をいいます。

#### ② 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

##### i 割当ての内容の根拠及び理由

セブン&アイ・ホールディングス及び当社は、本株式交換に用いられる上記3（1）①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、セブン&アイ・ホールディングスは野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、当社はGCA株式会社（以下「GCA」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

セブン&アイ・ホールディングスは、下記3（3）①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から平成28年8月2日付で受領した株式交換比率算定書、西村あさひ法律事務所からの助言等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、セブン&アイ・ホールディングスの株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

当社は、下記3（3）①「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者算定機関であるGCAから平成28年8月2日付で受領した株式交換比率算定書、森・濱田松本法律事務所からの助言及び下記3（3）②「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、支配株主であるセブン&アイ・ネットメディア及びセブン&アイ・ホールディングスとの間で利害関係を有しない第三者委員会を設置し、第三者委員会から受領した本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものでないかの諮問に対する答申書等を踏まえ、慎重に協議・検討を重ねました。本株式交換比率は、第三者委員会と十分に協議を行いつつ、利害関係を有しない取締役がセブン&アイ・ネットメディア及びセブン&アイ・ホールディングスとの間で交渉を重ねて合意されたものであり、結果として、当社の本株式交換比率は、下記3（1）② i i b. 「算定の概要」記載のGCAによる市場株価平均法での算定レンジより低い比率となつてはいるものの、同「算定の概要」記載のGCAによるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）での算定レンジにおいて、その上限寄りの数値となっており、また、上記1「本株式交換を行う理由」記載のとおり、当社は平成28年12月期連結会計年度末において債務超過となる見込みであり、かつ、平成28年8月上旬には、その資金繰りに重大なリスクが生じる現実的な可能性が生じていたという状況の下では、市場株価平均法よりも、詳細な事業計画を基礎にしたDCF法を採用して算定した株式交換比率により合理性があると認められることからすると、第三者算定機関であるGCAの算定結果に照らしても本株式交換比率は妥当であり、法務アドバイザーの助言を得つつ、第三者委員会の答申書の検討も経た上で、当社の株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、セブン&アイ・ホールディングス及びセブン&アイ・ネットメディア並びに当社は、それぞれの第三者算定機関による株式交換比率の算定結果及び助言並びにそれぞれの法務アドバイザーからの助言を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・デリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、セブン&アイ・ホールディングス及び当社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成28年8月2日付のセブン&アイ・ホールディングス及びセブン&アイ・ネットメディア並びに当社の取締役会の決議に基づき、セブン&アイ・ネットメディア及び当社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

i i 算定に関する事項

a. 算定機関の名称及び上場会社との関係

セブン&アイ・ホールディングスの第三者算定機関である野村證券並びに当社の第三者算定機関であるGCAはいずれも、セブン&アイ・ホールディングス及びセブン&アイ・ネットメディア並びに当社からは独立した算定機関であり、セブン&アイ・ホールディングス及びセブン&アイ・ネットメディア並びに当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

b. 算定の概要

野村證券は、セブン&アイ・ホールディングスについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（平成28年8月1日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、平成28年7月26日から算定基準日までの1週間の終値平均値、平成28年7月4日から算定基準日までの1ヵ月間の終値平均値、平成28年5月2日から算定基準日までの3ヵ月間の終値平均値、及び平成28年2月2日から算定基準日までの6ヵ月間の終値平均値）を採用して算定を行いました。

当社については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（平成28年8月1日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、平成28年7月26日から算定基準日までの1週間の終値平均値、平成28年7月4日から算定基準日までの1ヵ月間の終値平均値、平成28年5月2日から算定基準日までの3ヵ月間の終値平均値、及び平成28年2月2日から算定基準日までの6ヵ月間の終値平均値）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。DCF法においては、当社より提供されセブン&アイ・ホールディングスが確認した、平成28年12月期から平成32年12月期における、本株式交換の実施を前提とした財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引くことによって株式価値を算定しております。

なお、セブン&アイ・ホールディングス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
セブン&アイ・ホールディングス	当社	
市場株価平均法	市場株価平均法	0.022~0.026
	DCF法	0~0.020

野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、セブン&アイ・ホールディングス、当社及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成28年8月1日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社の財務予測については、同社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社の将来の財務見通しにおいて、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成28年12月期において、大型家具事業の撤退に伴う併売商材の落ち込み等や在庫処分等の影響により、約102億円の営業損失となり、大幅に損失が膨らむと見込んでおります。また、平成29年12月期から平成32年12月期にかけて、特殊サイズ商品の拡販、定番商品の増加及びカタログ発行費用の削減等の影響により、平成32年12月期には約31億円の営業利益へと、段階的な改善につながると見込んでおります。また、算定に使用した事業計画は、当社より提供されセブン&アイ・ホールディングスに確認されており、本株式交換の実施を前提としたものです。

一方、GCAは当社及びセブン&アイ・ホールディングスの両社について、両社の株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を採用し、加えて、当社については将来の事業活動の状況を反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

なお、セブン&アイ・ホールディングス株式の1株当りの株式価値を1とした場合の各算定方法の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
セブン&アイ・ホールディングス	当社	
市場株価平均法	市場株価平均法	0.020~0.028
	DCF法	0~0.019

GCAは、本株式交換の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とそ

の関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。GCAの株式交換比率の算定は、平成28年8月1日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社の財務予測については、当社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

市場株価平均法では、終値単純平均を用いて、平成28年8月1日（以下「基準日」といいます。）を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社及び東京証券取引所市場第一部におけるセブン&アイ・ホールディングスの、基準日の終値、平成28年7月4日から基準日までの直近1ヶ月間の終値単純平均、平成28年5月2日から基準日までの直近3ヶ月間の終値単純平均、平成28年2月2日から基準日までの直近6ヶ月間の終値単純平均を用いて評価を行い、それらの結果を基に基準日に基づく株式交換比率のレンジを0.020～0.028と算定しております。

DCF法では、当社から提供された平成28年12月期から平成32年12月期までの事業計画、直近までの業績動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した財務予想を基に、当社が将来において生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で割り引くことによって企業価値や株式価値の評価をしております。具体的には割引率を4.84%～5.15%とし、継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し永久成長率を-0.5%～0.5%として評価し、株式交換比率のレンジを0～0.019として算定しております。

なお、当社がGCAに提出したDCF法による算定の基礎となる事業計画は本株式交換の実施を前提としたものであり、対前年度比較において大幅な増減益が見込まれている事業年度があります。これは平成28年12月期において、在庫処分や大型家具事業の撤退に伴う併売商材の落ち込み等の影響により、営業利益、経常利益及び当期純利益は大幅に損失が膨らむと見込んでおり、また、平成29年12月期から平成32年12月期にかけては、戦略商品の投入と販促効率の改善による顧客基盤の拡大と稼働促進、商品定番化とASEANを中心とした海外調達シフトによる原価の削減やITシステムの変更による間接コストの削減等の影響により、営業利益、経常利益及び当期純利益は大幅な増益になると見込んでいるためです。

なお、DCF法による算定の前提とした事業計画の具体的な数値は以下のとおりとなります。

(単位：百万円)

	平成28年 12月期	平成29年 12月期	平成30年 12月期	平成31年 12月期	平成32年 12月期
売上高	127,900	136,220	141,810	148,820	155,970
営業利益	△10,250	△5,310	290	1,570	3,170
EBITDA	△7,099	△2,429	3,184	4,586	6,216
フリー・キャッシュ・フロー	△6,141	△5,744	1,356	2,924	4,362

### (2) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

本株式交換については、本株式交換の目的を実現するとともに、株式交換完全子会社である当社の株主の皆様に対して割り当てられる株式交換の対価の流動性を確保し、当社の株主の皆様に対し本株式交換によるシナジーの利益を提供するとの観点から、いわゆる「三角株式交換」の方法によるものとし、本株式交換の対価としては、セブン&アイ・ネットメディアの株式ではなく、セブン&アイ・ネットメディアの完全親会社であるセブン&アイ・ホールディングスの普通株式を割り当てることといたしました。

### (3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

#### ①公正性を担保するための措置

本株式交換は、セブン&アイ・ネットメディアが、既に当社の議決権323,870個（議決権保有割合50.74%）を保有し、当社はセブン&アイ・ネットメディアの子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

#### i 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書の取得

セブン&アイ・ホールディングスは、セブン&アイ・ホールディングス及びセブン&アイ・ネットメディア並びに当社から独立した第三者算定機関である野村證券を選定し、平成28年8月2日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記3（1）②i i「算定に関する事項」をご参照下さい。

一方、当社は、セブン&アイ・ホールディングス及びセブン&アイ・ネットメディア並びに当社から独立した第三者算定機関であるGCAを選定し、平成28年8月2日付で、株



式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記3(1)②i i「算定に関する事項」をご参照下さい。  
なお、セブン&アイ・ホールディングスは、野村證券より本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書(以下「フェアネス・オピニオン」といいます。)を取得しております。一方、当社は、GCAからフェアネス・オピニオンを取得しておりません。

i i 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとしてセブン&アイ・ホールディングス及びセブン&アイ・ネットメディアは西村あさひ法律事務所を、当社は森・濱田松本法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、西村あさひ法律事務所及び森・濱田松本法律事務所は、いずれもセブン&アイ・ホールディングス及びセブン&アイ・ネットメディア並びに当社から独立しており、それぞれとの間で、重要な利害関係を有しません。

②利益相反を回避するための措置

セブン&アイ・ネットメディアが、既に当社の議決権323,870個(議決権保有割合50.74%)を保有し、当社はセブン&アイ・ネットメディアの子会社に該当することから、上記①の措置を採ることに加え、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

i 当社における、利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

当社は、平成28年6月16日、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、支配株主であるセブン&アイ・ネットメディア及びセブン&アイ・ホールディングスとの間で利害関係を有しない、当社の独立した社外取締役・独立役員である山口利昭氏及び小森哲郎氏、並びに社外監査役・独立役員である山田修氏の3名によって構成される第三者委員会(以下「第三者委員会」といいます。)を設置し、本株式交換を検討するに当たって、第三者委員会に対し、(i)本株式交換の目的は正当であり、当社の企業価値の向上に資するか、(ii)本株式交換における交換条件(株式交換比率等本株式交換により当社の少数株主に交付される対価に係る条件を含む。)の公正性が確保されているか、(iii)本株式交換において、公正な手続を通じた当社の少数株主の利益に対する配慮がなされているか、及び、(iv)(i)から(iii)を踏まえ、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問いたしました。

第三者委員会は、平成28年6月16日から平成28年7月29日までに、会合を合計7回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討に当たり、当社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、当社及びセブン&アイ・ネットメディアの本株式交換についての考え方、当社の事業内容、業績、企業価値の内容、財務状況及び本株式交換に替わる施策の可能性を含めた本株式交換を前提としない場合の企業継続に関

する見通し、並びに株式交換比率を含む本株式交換の条件の交渉経緯及び決定プロセスについての説明を受けており、また、GCAから本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受けているほか、セブン&アイ・ホールディングスに対するインタビューを実施し、セブン&アイ・ホールディングスによる当社の現状認識及び本株式交換後の事業展開について確認しております。さらに、第三者委員会は、当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本株式交換の手續面における公正性を担保するための措置及び本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容に関する説明を受けており、かつ、第三者委員会独自の法務アドバイザーとして阿多博文弁護士（弁護士法人興和法律事務所所属）を起用し、法的助言を受けております。第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、上記（i）に関しては、本株式交換による完全子会社化が実現した後に、当社は、セブン&アイグループ全体の下で経営効率化を行い、抜本的な事業構造改革を迅速に断行し、当社の再建・再生が可能となり、今後当社に発生する赤字を可能な限り縮小することが期待されることから、本株式交換の目的は正当であり、当社の企業価値の向上に資する旨、上記（ii）に関しては、本株式交換に際し、当社及びセブン&アイグループは、それぞれが相手方にデュー・ディリジェンスを実施し、また、交換条件の算定について両グループから独立した算定機関に評価を求め、株式交換比率の算定結果の提供を受けており、かつ、当社及びセブン&アイグループは、上記株式交換比率の算定結果、デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、相互の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案して交渉・協議を重ね、本株式交換比率を合意しており、その経過に照らし、本株式交換の交換条件は公正性が確保されている旨、上記（iii）に関しては、本株式交換の結果、当社の少数株主が排除されることになるが、少数株主の利益を保護すべく公正性を担保するための措置、利益相反を回避するための措置が講じられており、少数株主の利益に対する配慮がなされており、また、本株式交換はいわゆる三角株式交換により実施されるが、当社の少数株主に交付される対価は上場会社であるセブン&アイ・ホールディングスの普通株式で、少数株主は保持、換価のいずれも可能であり、更に1株に満たない端数処理についても合意されており、少数株主への配慮が見られる旨、並びに上記（iv）に関しては、上記（i）ないし（iii）に記載したとおり、本株式交換は交換条件の公正性が確保されており、当社の少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨の答申書を、平成28年8月2日付で、当社の取締役会に対して提出しております。なお、第三者委員会は、本株式交換の交換条件が、セブン&アイ・ホールディングスを市場株価平均法、当社をDCF法により評価した交換比率のレンジには入っているものの、セブン&アイ・ホールディングス及び当社の双方を市場株価平均法で評価した交換比率のレンジからは外れていることについて、平成28年12月期第2四半期決算において、当社の連結純資産の額は69百万円となり、今後何らかの対応を実施しない場合、平成28年12月期連結会計年度末において債務超過となる見込みであること、平成28年8月上旬には、当社の資金繰り

に重大なリスクが生じる可能性が生じていること、上記のような資金繰りの状況に照らし、民事再生手続等の法的倒産手続も現実に検討せざるを得ない状況にあること等に鑑みると、本株式交換の公表日前の市場株価が必ずしも当社の株式価値を正確に示しているということとはできず、当社が事業の現状、業績に関する直近の状況を踏まえて作成した事業計画に基づきDCF法により評価した交換比率のレンジに入っている限り、市場株価平均法で評価した交換比率から大きく逸脱することになったとしても、その算定結果に不合理な点は認められないと考えるとのことです。

i i 利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役のうち、永松文彦氏はセブン&アイ・ホールディングスの執行役員を兼務しているため、藤嶋幸男氏は株式会社そごう・西武の取締役を兼務しているため、また、岡崎恭三氏はセブン&アイ・ホールディングスの従業員を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、当社の取締役会の本株式交換に係る審議及び決議には参加しておらず、当社の立場でセブン&アイ・ネットメディアとの本株式交換の協議及び交渉に参加しておりません。なお、永松文彦氏、藤嶋幸男氏及び岡崎恭三氏を除き、いずれの当社役員も、直近5年間において、セブン&アイ・ホールディングス若しくはセブン&アイ・ネットメディア又はそれらの子会社・関連会社（当社を除く。）の役員又は従業員ではありません。当社の取締役会における本株式交換に関する議案は、当社の取締役9名のうち、上記永松文彦氏、藤嶋幸男氏及び岡崎恭三氏を除く6名の全員一致により承認可決されており、かつ、かかる議案の審議には、当社の監査役3名の全員が出席し、その全員が、本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) セブン&アイ・ホールディングスの定款の定め

平成28年8月19日時点におけるセブン&アイ・ホールディングスの定款の定めは、以下に記載のとおりです。

株式会社セブン&アイ・ホールディングス 定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当会社は、株式会社セブン&アイ・ホールディングスと称し、英文ではSeven & i Holdings Co., Ltd. と表示する。

第2条 (目的)

当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 百貨小売業その他商業およびこれに関連する商品の製造・加工・卸売業
- (2) 生鮮食料品、加工食料品、冷凍食料品、乳製品、食料油脂、調味料、茶、コーヒー、ココア、飲料水、氷その他飲食料品の製造、加工、仕入、卸売および販売業
- (3) 塩・たばこの販売ならびに穀物類の加工および販売業
- (4) 酒類の販売業
- (5) 衣料品、寝具類の販売業
- (6) 装身具、毛皮製品、はき物、雨具類、かばん・袋物類の販売業
- (7) 時計、眼鏡、貴金属、宝石、喫煙具の販売業
- (8) 食品用折箱、包装用品、容器の販売業
- (9) 台所用品、日用雑貨品の製造、加工、卸売および販売業
- (10) 家庭用電気製品、家具調度品、屋内装飾品、照明器具の製造、加工、卸売および販売業
- (11) 娯楽用品、玩具、運動具、楽器、レコード、テープの製造、加工、卸売および販売業
- (12) 紙類、文房具類、事務用機械器具の販売業
- (13) 美術品、銃砲刀剣類の販売および修理業
- (14) 医薬品・医薬部外品・医療用具・薬剤・医薬補助品・化学工業薬品・福祉用具・介護用品および衛生用品ならびに計量器の販売業
- (15) 化粧品の販売業
- (16) 自動車、自転車その他車両およびこれらの部品の販売ならびに整備業
- (17) 光学機械器具、写真機械器具材料の販売業
- (18) 種子類、植物、動物、飼料、肥料、青果物・穀物の生産資材（ビニールハウス鉄骨資材・マルチトンネル等のビニール用品等）、園芸用材料の生産・仕入・販売業
- (19) 上記(2)ないし(18)記載の物品の配達、レンタル、および輸出入業
- (20) 書籍、雑誌、新聞等の印刷物および電子出版物の企画、開発、製作、輸出入、売買および賃貸
- (21) ディーバイディー、シーディーロム、コンパクトディスク、ビデオテープ等のニューメディアを媒体とする映像ソフト、音声ソフトおよび、レコード、音楽テープ等の録音物の企画、開発、製作、輸出入、売買および賃貸
- (22) イベントの企画、製作および主催
- (23) 青果物・穀物の栽培技術および流通技術の開発ならびに普及
- (24) 障害者を対象とする建物・施設・設備の研究・企画開発およびコンサルタント事業
- (25) 訪問販売業・通信販売業
- (26) 古物営業
- (27) 薬局および診療所の経営
- (28) 飲食店・興行場・遊技場・映画館・旅館・プレイガイド・スポーツ施設・文化教室・学習塾・結婚式場・展示会場・駐車場およびガソリンスタンドの経営
- (29) インターネットホームページ等を媒体とする、仮想店舗の経営
- (30) 給食事業ならびに配食事業サービス事業
- (31) 家畜飼育業

- (32) 揮発油・灯油・潤滑油その他石油製品の販売業およびこれらの製品の販売施設に係る事務委任業務
- (33) 写真業、印刷・複写業、クリーニング業、理容業および美容業
- (34) 海外商取引の代理ならびに輸出入およびその代理業
- (35) 一般乗用旅客自動車運送業、貨物自動車運送業および旅行業ならびにこれらに関する斡旋業および自動車教習所の紹介
- (36) 流通業、コンビニエンス・ストアに関する研究、研修、広告宣伝ならびに印刷物の発行
- (37) 広告宣伝の情報媒体の販売
- (38) 通信および情報処理に関する業
- (39) 物品の輸送および保管に関する業および宅配便の委託取次業務
- (40) フランチャイズ事業によるコンビニエンス・ストア、飲食店の経営に関するサービス業
- (41) 各種商品・売場のデザインに関わる開発・研究・販売および開発・研究の受託
- (42) インターネット等の通信システムを利用した情報の収集、処理および販売、ならびに各種情報提供サービス
- (43) 前号以外の商品・サービスに関する情報の提供
- (44) コンピュータハードウェア、ソフトウェアの販売、輸出入および賃貸ならびにその取次業
- (45) 商品券の販売
- (46) ポイントカード・プリペイドカードの発行および取扱い
- (47) 各種チケット、当せん金付証券法に基づく当せん金付証券等の売捌および取次業
- (48) 特許権、実用新案権、商標権および意匠権等の無体財産権の売買ならびに賃貸
- (49) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理業および生命保険募集業、その他保険媒介代理業、保険サービス業
- (50) 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理、鑑定、建設および修理に関する業
- (51) 厨房・店舗設備、空調設備、自動販売機、什器備品その他動産の売買、賃貸、鑑定、および修理に関する業
- (52) 建築ならびに土木の設計監理および施工
- (53) 室内および屋外の装飾・設備工事ならびに建設業
- (54) 市街地開発の企画、立案および施行
- (55) 店舗の企画開発および運営管理業務受託
- (56) 金銭の貸付、金銭の貸借の媒介および保証ならびにクレジットカード取扱業、ローン提携販売に対する融資ならびに割賦購入の斡旋その他金融業
- (57) 金銭の清算代行業務および集金代行業務
- (58) 金銭債権買取業務および総合管理
- (59) 現金自動預入支払機の導入、設置ならびにそれらに係る事務委任業務
- (60) 各種企業の技術援助、経営指導、業務受託ならびに投資および出資
- (61) 市場調査の企画・実施および企画・実施の受託
- (62) 経営情報の調査・研究および調査・研究の受託
- (63) 事業企画、調査、システム設計

- (64) 各種委託取次業
- (65) 建築物の清掃および除雪作業
- (66) 一般廃棄物の再生処理業
- (67) 事務所・店舗・倉庫・工場・寮・住宅等の建物およびその附属設備に対する警備の請負
- (68) 商品・有価証券・貨幣等の輸送警備の請負
- (69) 人の来集を目的とする場所における、人および商品に対する保安警備ならびに駐車場管理等の請負
- (70) 個人および企業の信用調査の請負
- (71) 警備用機械器具の開発・製作ならびに販売に関する事業
- (72) 一般および特定労働者派遣事業
- (73) 電子マネーおよびその電子的価値情報の発行、販売および管理
- (74) 両替業
- (75) 前各号に附帯または関連する一切の事業

2.当社は、前項各号の事業および前項各号に附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

### 第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都千代田区に置く。

### 第 4 条 (機 関)

当社は、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

### 第 5 条 (公告の方法)

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない 事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 株 式

### 第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、45 億株とする。

### 第 7 条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

### 第 8 条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100 株とする。

### 第 9 条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使すること

ができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

#### 第 10 条 (単元未満株式の買増し)

当会社の株主は、株式等取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

#### 第 11 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

#### 第 12 条 (株式等取扱規則)

当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続等および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式等取扱規則による。

## 第 3 章 株 主 総 会

#### 第 13 条 (招 集)

当会社の定時株主総会は、毎年 5 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

#### 第 14 条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 2 月末日とする。

#### 第 15 条 (招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### 第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類、会計監査報告書および監査報告書に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

#### 第 17 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3

分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### 第 18 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2.株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第 4 章 取締役および取締役会

#### 第 19 条（員 数）

当会社の取締役は、18 名以内とする。

#### 第 20 条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2.取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3.取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第 21 条（任 期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2.増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第 22 条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2.取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長各若干名を定めることができる。

#### 第 23 条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2.取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### 第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2.取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第 25 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

#### 第 26 条（報酬等）



取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 27 条（取締役の責任軽減等）

当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2.当会社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

### 第 5 章 監査役および監査役会

#### 第 28 条（員 数）

当会社の監査役は、5 名以内とする。

#### 第 29 条（選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

#### 第 30 条（任 期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

#### 第 31 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

#### 第 32 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2.監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

#### 第 33 条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第 34 条（監査役の責任軽減等）

当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2.当会社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 6 章 計 算

### 第 35 条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

### 第 36 条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

### 第 37 条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議により、毎年 8 月 31 日を基準日として、中間配当を行うことができる。

### 第 38 条 (配当金等の除斥期間)

期末配当金および中間配当金ならびにその他の交付財産には利息を付さず、その 交付開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその交付義務を免れる。

以上

(2) セブン&アイ・ホールディングスの議決権の総数に関する事項  
8,835,813個

(3) セブン&アイ・ホールディングスの計算書類及び事業報告  
株主総会参考書類のうち、「セブン&アイ・ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類の内容（監査報告及び会計監査報告の内容を含む。）並びに事業報告の内容（監査報告の内容を含む。）」は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.nissen.info/ir/governance.htm>) に掲載しております。

(4) 交換対価の換価の方法に関する事項及び交換対価の市場価格に関する事項  
上記 3. (1) ① (注 4) 「本株式交換の対価の換価の方法に関する事項」をご参照下さい。

5. 本株式交換における新株予約権の定め の 相当性に関する事項  
該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) セブン&アイ・ネットメディアについての最終事業年度に係る計算書類等の内容  
株主総会参考書類のうち、「セブン&アイ・ネットメディアの最終事業年度に係る計算書類等の内容」は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.nissen.info/ir/governance.htm>) に掲載しております。

(2) セブン&アイ・ネットメディアにおける最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、

重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象

セブン&アイ・ホールディングスの完全子会社であるセブン&アイ・ネットメディアは、当社と平成28年8月2日、セブン&アイ・ネットメディアを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、2.「本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

また、セブン&アイ・ネットメディアは、平成28年8月8日、本株式交換により当社の株主に交付するセブン&アイ・ホールディングスの株式を取得する原資とすることを目的として、セブン&アイ・ホールディングスの完全子会社である株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンターから借り入れを行いました。

(3) 当社における最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象

当社は、セブン&アイ・ネットメディアと平成28年8月2日、セブン&アイ・ネットメディアを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、2.「本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

以 上

## 【議決権の行使等についてのご案内】

### 1. 書面及びインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

書面とインターネットにより、二重に議決権を行使され、その内容が異なる場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

### 2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い

インターネットによる議決権行使が重複して行使され、その内容が異なる場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

### 3. インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## 記

### (1) 議決権行使サイトについて

① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標又は登録商標です。

② パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

③ 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（TLS通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。

④ インターネットによる議決権行使は、平成28年9月26日（月曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら次頁に記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

- ① 議決権行使サイト（ <http://www.evotep.jp/> ）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたしません。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

**システム等に関するお問い合わせ**

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

**4. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて**

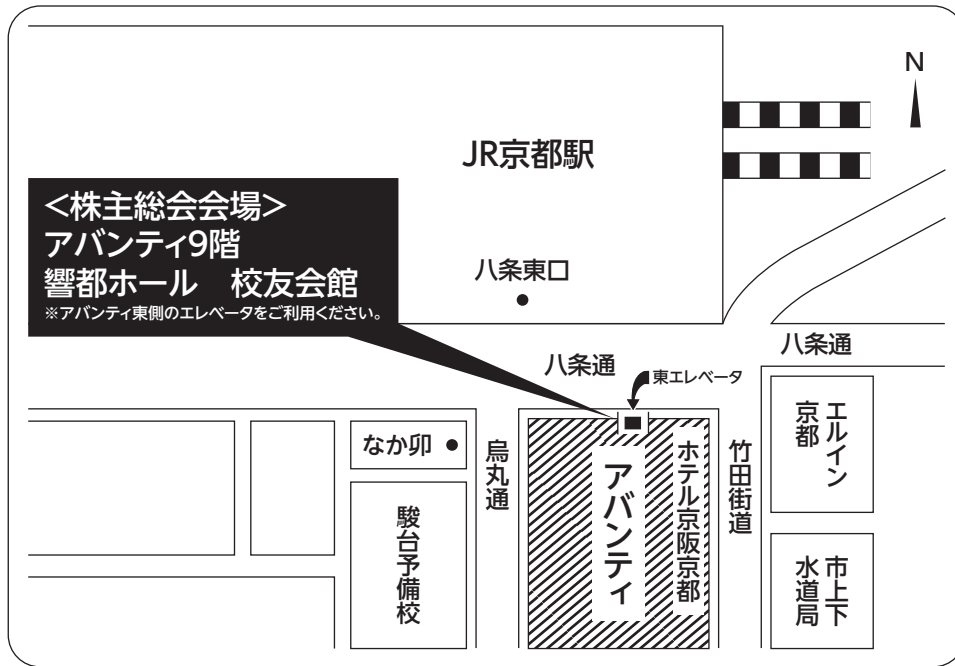
機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

〈メ モ 欄〉

〈メ モ 欄〉

## <株主総会会場ご案内図>



※アバンティ東側のエレベータをご利用ください。

京都府京都市南区東九条西山王町31 アバンティ9階  
響都ホール 校友会館

- 最寄りの駅は、新幹線・JR・地下鉄・近鉄「京都駅」です。
- なお、駐車場のご用意はいたしておりませんので、できるだけ、公共交通機関をご利用ください。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。